

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	(株) 水工エンジニアリング	水戸市笠原町 1220 番 1	4-000046

2. 指名停止措置期間

令和5年9月1日 から 令和5年10月31日 まで 2箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

(株) 水工エンジニアリングは、令和5年8月1日に、「R5 石岡市公園施設長寿命化計画策定業務委託」の一般競争入札で落札者となったが、落札後、仕様書に定める品質管理マネジメントシステム (ISO9001) 及びプライバシーマークを有していないことを理由に契約締結を辞退した。

5. 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第15号(3)に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p><u>1月以上9月以内</u></p>